

「令和2年度
茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」
に対する市民の皆様のご意見

令和2年6月
茅ヶ崎市
総務部行政総務課

意見募集の概要

◆目的

茅ヶ崎市自治基本条例第30条では、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証することが規定されており、平成24年度に実施した第1回目、平成28年度に実施した第2回目の検証に引き続き、令和2年度に第3回目の検証を実施することとしています。

条例の検証に当たり、平成28年度から令和元年度までの条例に基づく取組状況について、市による検証を行いその内容を「令和2年度茅ヶ崎市自治基本条例検証資料」としてまとめ、市による検証の内容について、市民の皆様のご意見を募集しました。

◆応募資格

市内在住、在勤、在学の方、市内で事業活動を行う方、市内で公益の増進に取り組む方、市税の納税義務がある方

◆実施期間

令和2年5月1日（金）～ 令和2年5月20日（水）

◆応募方法

- ①配布場所(市役所本庁舎1階市政情報コーナー、4階市民自治推進課、5階行政総務課、小出支所、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所)に設置した「ご意見募集箱」への投函
- ②市ホームページ内意見応募フォームからの送信

◆提出いただいたご意見の取り扱いについて

今回いただきました意見は、自治を推進するための取組等、次期講ずる措置（案）の今後の方向性を検討するための意見として活用いたします。

今後、次期講ずる措置（案）を取りまとめましたら、パブリックコメント手続等により、再度皆さまの意見をいただくことを予定しています。

ご意見

ご意見の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。

1 意見の件数 42件

2 意見提出者数 4人

3 内容別の意見件数

項目	件数
全般に関する意見	3件
第3条「定義」関係に関する意見	1件
第5条「市民の権利」・第6条「市民の責務」関係に関する意見	2件
第7条「事業者の責務」関係に関する意見	1件
第8条「議会の責務」・第9条「議員の責務」関係に関する意見	5件
第10条「市長の責務」関係に関する意見	2件
第11条「職員の責務」関係に関する意見	2件
第12条「市政運営の基本原則」関係に関する意見	1件
第13条「説明責任」関係に関する意見	2件
第14条「情報共有」関係に関する意見	2件
第15条「情報の管理等」関係に関する意見	1件
第16条「市民参加」関係に関する意見	1件
第17条「政策法務等」関係に関する意見	1件
第18条「総合計画等」関係に関する意見	1件
第19条「財政運営等」関係に関する意見	1件
第20条「行政評価」関係に関する意見	1件
第21条「行政手続」関係に関する意見	1件
第22条「苦情等への対応」関係に関する意見	1件
第23条「監査」関係に関する意見	1件
第24条「職員通報」関係に関する意見	1件
第25条「コミュニティ」関係に関する意見	1件
第26条「協働」関係に関する意見	1件
第27条「市民活動の推進」関係に関する意見	1件
第28条「住民投票」関係に関する意見	2件
第29条「国等との連携協力」関係に関する意見	1件
第30条「条例の検証等」関係に関する意見	3件
新設規定の必要性に関する検討に関する意見	2件

■ 全般に関する意見（3件）

（意見1）

公文書管理条例の制定など取り組みは着実に進んでいるように感じました。一方で、日頃このような成果を目にすることがありません。もう少し成果や結果を一般の市民の目に触れる工夫が必要だと思います。

（意見2）

検証をする前に、1条から30条までに対して、市民がどのように感じているか、市民側から意見をまとめて現状調査してから、内部検証をする方が市民参加になります。

（意見3）

意見記入用紙そのものが分かりづらい、みのがしてしまう。

市民自治推進課で実施している意見募集や他のパブコメと似ていて当該意見募集がパブコメかと誤解してしまう。

説明責任不足、情報共有不足、市民参加不足、情報なくして市民参加なし。

■ 第3条「定義」に関する意見（1件）

（意見4）

第3条の検証については、規定を修正する必要がないとして、内部検証の対象から外されたということであるが、市民は意見を出している。言葉の定義の「市民」は、現在の茅ヶ崎市の条例や計画との整合性が取れていないために、もう一度検討が必要である。

■ 第5「市民の権利」・6条「市民の責務」に関する意見（2件）

（意見5）

5条、6条は、市民の基本的な権利としてあらゆる分野で考えなければならないものである。愚弟的に14条、16条、25条、26条における具体化だけではない考え方が必要である。

（意見6）

市政に関する情報を知る権利、市政に参加する権利はまもられているとは思えません。情報を知るための広報紙に議会、審議会、委員会その他市民が知らなければならない情報を具体的に載せてほしい。すべての市民がホームページを見ているわけではありません。広報紙は全戸配布にしてください。

■ 第7条「事業者の責務」に関する意見（1件）

（意見7）

第7条は事業者は地域貢献のためや環境への協力などで、十分に取り組めていない分野がある点や事業者に対する行政のアプローチや協力依頼の説明不足など課題となっていることがたくさんあると感じている。にもかかわらず取り組めていると内部で検証するだけでは今後の改善が見られないことになってしまう。もっと何ができなかったか、市民の側に立ってしっかり検証してほしい。

■ 第8条「議会の責務」・第9条「議員の責務」に関する意見（5件）

（意見8）

委員会での自由討議ができるようになったことは評価するが、それを議員が使いこなしておらず、もっと型にはまらない自由な討議をする方向にすべきである。

（意見9）

各委員会が市民に開かれているが、唯一会派の代表者会議が秘密会となっている。正式な会議ではないところで、議会の対応を決めないでほしい。議会民主主義が泣く。

（意見10）

議会事務局の改善も視野に入っているようであるが、本来、議会は行政と独立しているものであり、議会事務局の職員も議会だけで賄えるような方法を他市と協力して議会が提案していかれるような改善をすべきである。

（意見11）

市民参加である議会報告会・意見交換会は、システムが変わらないので、市民から見放されてきている。早急な見直しを柔軟に行ってほしい。改善するための市民と一緒の検討をする場を設けるべき。議会・議員としてもチェック機能を果たすために、もっと市民との意見交換をたくさんしてほしい。

（意見12）

陳情の取り扱いについては、良好とは思えません。まだまだ民主的には遠いと感じました。現場で現状調査をしてください。

■ 第10条「市長の責務」に関する意見（2件）

（意見13）

第10条市長については、市民からの意見は全く無視して、内部評価では対応できているとしているが、行政が有効に動くような職員の採用や研修など、責務をもってすべきである。

また、現在は市長として差別なく直接的に市民の声に聞くと姿勢がない。改善を求める。

（意見14）

議会傍聴で、市長の答弁を聞きますが、現場の声を聞き市民との対話も大切だと思います。

■ 第11条「職員の責務」に関する意見（2件）

（意見15）

市民として様々な不満があり、公務員としての自覚や仕事のしかたなどの改善を要求してきた。特に研修の有意義な成果を得られるよう、市民と一緒に研修をしてほしいという要望も聞き入れられていない。是非、仕事に実際に具体的に生かせるような研修をしてほしい。

（意見16）

職員としての資質、適正を知るためにも、公務員試験は必要と思います。上司となる職員の試験も必要です。試験に受かってから専門性を高める第一歩が始まると思います。

■ 第12条「市政運営の基本原則」に関する意見（1件）

（意見17）

職員が暗記していて、自分の仕事に生かせるようにしないと進まない。個別ではなく、全体として自治基本条例の基本を守ってほしい。

■ 第13条「説明責任」に関する意見（2件）

（意見18）

第13条説明責任は、課題がたくさんある。市長への提案をしても、各担当課への意見を出しても、提案をしても、その内容にしっかりと向き合った努力しようという回答は来ないで、内容には向き合わないごまかしの回答が担当課から来るだけである。これでは市民は行政を信用しなくなる。真摯な説明責任を果たすための教育をするべきである。

情報公開についても、必要がない部分までも黒塗りにしておいて、審査請求をすると自

分たちの落ち度を隠すために、審査会での発言の機会も奪うようなやり方をされた。自分の都合が良いようにではなく、もっと真摯な対応をすべきである。

(意見19)

この頃のパブリックコメントは、条例などの場合も条文としての形ではなく、考え方という内容で出される。これではどこまでが条例として入れるべきことなのか、市民には理解できない場合がある。もっと、市民がわかりやすいようなパブコメのしかたを検討すべきである。

また、パブリックコメントに意見を出してもほとんど反映されることがないことが意見提出の少なさに繋がっていると思う。十分な意見を聞く場を設けるべきである。

■ 第14条「情報共有」に関する意見（2件）

(意見20)

第14条の情報共有は、市民自治にとってはもっとも重要である。にもかかわらず、現在の行政職員は市民と一緒に問題を解決していこうという考え方がない。

今回起っている香川公民館南側の雑木林の件などは、担当課の職員が少しでも市民と協力して地域の要望を達成していこうという考え方があれば、違っていたのである。地権者が行政に土地を買ってほしいと言われた時点で、市民に応援を求めれば、お金を作り出すこともでき、買うこともできたのに、勝手な行政だけの考え方で失ってしまったものは大きい。

市民側から提供する情報は多い。それに答える行政の情報をしっかり提供してほしい。

(意見21)

市民に情報を提供しなかったために、これまでいくつもの自然環境が失われてきました。楽しいイベントを知らせることも情報提供と思いますが、市民が憩える身近な自然環境を大切に守ることは、安心安全な市民生活を守ることになります。

なぜ、市民に情報提供ができなかったのか、その後も市税を投入したり、みどり基金を活用したりして改善を試みなかったのかを調査をし、反省をしなければ、絵に描いた餅になってしまいます。

情報共有になりえなかったことは、いくつもあります。

■ 第15条「情報の管理等」に関する意見（1件）

(意見22)

第15条の情報の管理については、今回公文書等管理条例が施行されることに決まり、これから具体的な運営規則が策定されると思うが十分な市民の意見を聞いて実施してほしい。また、この管理を実施する職員の公文書に対する姿勢や考え方が最も重要であるの

で、そのための具体的な研修をしっかりと実施してほしい。

■ 第16条「市民参加」関係に関する意見（1件）

（意見23）

16条の市民参加については、市民参加条例で市民参加のシステムを決めたからと、それだけをしていれば市民参加が行えていると考えていることがおかしい。様々な行政分野での市民参加が行われることが必要である。市民参加のシステムに市民参加がなぜ行われているのかの本質的な理解がないために、やればよいということになっている。特に、政策提案は市民が政策を提案するという重要なシステムであるが、市長への提案と変わらないような意味不明の回答が来るだけのものとなってきている。改善が必要である。

■ 第17条「政策法務等」関係に関する意見（1件）

（意見24）

第17条の政策法務については、法律を理解して自分の仕事をするという考え方を持っていない職員が多い。特に脱公務員試験をするようになってから、自分の仕事に関連する法律・条例などをしっかりと理解している職員が少ない。法律を理解し、より良く運用していくための知恵を出すのが職員と思う。以前からの仕事を継続していれば良いという時代ではないので、政策法務をしっかりと総合的に管轄する担当課が必要ではないかと思う。

■ 第18条「総合計画等」関係に関する意見（1件）

（意見25）

第18条の総合計画は、今の時代何が起こるかかわからないので、10年という総合計画を作る必要性から検討すべきで、法律で策定義務がなくなった今、この条例に書いてあるからと総合計画を策定する必要性はないと考える。

■ 第19条「財政運営等」関係に関する意見（1件）

（意見26）

19条の財政運営等については、記載してあることは行政として当たり前のことであるが、それを軽視して来た付けが今こんな時代になって、襲ってきている。行政改革と言いながら、何も行政改革をしてこなかったこともある。見直すならば、もっと必要な情報を市民に開示し、意見を聞いて、市民のほんとうに必要な基本的なものに予算を使うべきである。

■ 第20条「行政評価」関係に関する意見（1件）

（意見27）

第20条の行政評価については、以前から提案しているが、総合計画の評価ではなく、各基本計画の評価をすぐに次年度の予算に反映できるようなシステムを考える必要がある。

また、行政は予算が一年単位なので、各担当課の業務計画が公表され、それに基づいて仕事を進めると考えていたら、業務計画が策定されないということを聞き、驚いた。行政評価は何を基本にするのか。自分たちが今年度何を実施するか、計画を作らないと仕事はできないのではないのか。総合計画が策定されない今の状況で何を基に仕事をして、何を基準に評価をするのか、聞きたい。

各基本計画を審議会で評価していると言うが、審議会の委員選出がその計画を本当に理解している人が反映されていないので、評価が不満足なものとなっている。基本的な改善を求める。

■ 第21条「行政手続」関係に関する意見（1件）

（意見28）

21条の行政手続きは、市民が利用するのはなかなか難しい。審査請求などの場合も行政職員が親切でないために、自分に権利があるにもかかわらず、履行できないことがある。職員の説明責任を求めながら、行政手続きが市民にとって分かりやすいものになるよう希望する。

■ 第22条「苦情等への対応」関係に関する意見（1件）

（意見29）

苦情を公表することは、やっているだけである。本当に提案したり、意見を言ったりしていることはこの公表には記載がない。何を持って苦情とするか、職員が理解していないのか、その担当課が理解していないのか、集計のしかたが何度言っても改善されない。特に電話での本当に簡単な苦情は記載があるが、重要な施策に対する改善の要望などは、窓口や要望書でも記載がないものもある。改善の必要をもう一度議論してほしい。

■ 第23条「監査」関係に関する意見（1件）

（意見30）

第23条、監査については業務監査を計画的に行い、改善する必要性を指摘するような監査を要望してきたが、他市でできることが出来ていない。

監査の制度を有効に利用して、自分たちの仕事の改善を図ることをしてほしい。

■ 第24条「職員通報」関係に関する意見（1件）

（意見31）

第24条職員通報については、最初から無理があると提案している。内部で誰が通報したかがわかってしまう制度では通用しない。制度の改善を求める。

■ 第25条「コミュニティ」関係に関する意見（1件）

（意見32）

第25条コミュニティは、元々コミュニティの考え方が間違っている。コミュニティは、地域の住民が自分たちで自主的に組織していくものであり、行政のために動くものではない。特にまちぢから協議会の制度は条例が不備な上に、無理があるために、本当のコミュニティの活動が活発になる制度にはならない。この条例の廃止と、本当に市民のためになるコミュニティはその地域独自で様々な形で形成していくことが必要である。行政の下請けのためのまちぢから協議会はすでに破綻していると考ええる。

■ 第26条「協働」関係に関する意見（1件）

（意見33）

第26条の協働については、市民自治の立場から言えば、行政と対等にということはあり得ないし、現在は権力を持っているのは行政側であり、それを自覚しないとこれは成り立たない。市民活動をどうサポートしていくのかも、この自治基本条例を基本に考えていく必要がある。特に協働事業は全ての分野で担当課がさまざまな形の市民との協働をすべきなので、市民自治推進課が予算を付ける事業はしないほしい。

■ 第27条「市民活動の推進」関係に関する意見（1件）

（意見34）

第27条の市民活動については、現在の市民活動サポートセンターは、行政の下請けとなっているが、本当に市民が主体で活動をしていくこととは何か、それを支援していく必要があるのではないかと。

市民活動を立ち上げる場合、少しはお金が必要な場合もあるが、それ以外は活動の方法を支援することでお金があるわけではない。社会教育的な考え方で、人を育てる多様な市民活動の支援が必要である。

■ 第28条「住民投票」関係に関する意見（2件）

（意見35）

第28条住民投票については、この条例に記載した時の精神を思い出して、住民投票の制度を検討してほしい。

（意見36）

住民投票制度を「常設型」とすべきか「個別設置型」とすべきかの結論をだすことは困難であると考え、検討を中断しているということから、ずっと結論は出せないということを経験しています。なぜ、中途半端なことを継続しているのか疑問です。そもそも、議会がチェック機能を持って、議員が市民の意見を聞き議会に臨めば、住民投票の機会も多くなると思います。それでも住民投票をしなければならないときはあると思います。早く結論が出るように、対応をお願いします。

■ 第29条「国等との連携協力」関係に関する意見（1件）

（意見37）

第29条国等との連携については、現実に連携をする職員の姿勢が確立されていない。積極的に国や県や他市との関係を構築していくように日々の業務を行う必要がある。現在は消極的な姿勢であるとともに市民にとっての情報提供もないのが現状である。

■ 第30条「条例の検証等」関係に関する意見（3件）

（意見38）

第30条条例の検証については、以前から提案しているが、市民を入れた検証をしてほしい。お互いに意見を交換しなければ、本当にどこが改善する必要がある部分なのか、理解し合えない。理解しえないと市民自治にはならない。是非、他市のような市民を入れた委員会での検討を要望する。

（意見39）

検証をする前に、1条から30条までに対して、市民がどのように感じているか、市民側から意見を集めて現状調査してから、内部検証をする方が市民参加になります。

（意見40）

内部検証をする前に、条例に対する市民意見を集め、現状調査をしてから、内部検証をしてください。「取り組み状況」や「成果や効果等」を見てきましたが、中身を感じられないものでした。

■ 新設規定の必要性に関する検討に関する意見（2件）

（意見41）

元々危機管理は必要がないと考えていた。

（意見42）

「子どもの権利」を入れてほしいと自治基本条例策定時から要望をしている。これからの時代を担う子どもたちのための権利をしっかりと明記してほしい。